

必要な財源規模の試算シミュレーション

試算の前提

- 1 平成 17 年度の犯罪被害給付制度の運用実績（以下「平成 17 年度実績」という。）における支給裁定に係る被害者数等を基にして試算をする。
- 2 現行の犯罪被害者給付制度を前提にしながら、給付額を引き上げるなどの試算をする。

試算シミュレーション

第 1 遺族給付金の給付を現状より手厚くする

1 平成 17 年度実績について

- 遺族給付金の支給裁定被害者数… 209 人
（「うち 60 人が遺族と生計維持関係があると認められた」…試算に際しての事務局からの照会に対する警察庁からの回答）
- 遺族給付金の支給裁定総額…約 9 億 4,886 万円…①
（一被害者当たりの平均支給裁定額約 454 万円× 209 人で計算）

2 試算シミュレーション

【試算条件】

被害者の収入によって生計を維持していた遺族に対する給付を現状より手厚くする。

- (1) 現行の遺族給付金の最高額 1,573 万円を概ね倍増し、同最高額を 3,000 万円とする。
- (2) 平成 17 年度実績における「遺族給付金の一被害者当たりの平均支給裁定額約 454 万円」が、現行の遺族給付金の最高額 1,573 万円の概ね 3 分の 1 に当たることから、被害者の収入によって生計を維持していた遺族 60 人に対し、(1)にある最高額 3,000 万円の 3 分の 1 に当たる 1,000 万円が給付されるものとする。

（計算式）1,000 万円× 60 人＝ 6 億円…②

- (3) 生計維持関係が認められない遺族 149 人については、平成 17 年度実績における「遺族給付金の一被害者当たりの平均支給裁定額約 454 万円」が給付されるものとする。

なお、現行の遺族給付金の支給最低額は 320 万円（全額支給裁定の場合）。

（計算式）約 454 万円× 149 人＝約 6 億 7,646 万円…③

【試算結果】

上記 1「遺族給付金の支給裁定総額（平成 17 年度実績）」に比べ、約 3 億 3,000 万円増加。

（計算式）（②＋③）－①＝約 3 億 2,760 万円

第2 障害給付金の給付を現状より手厚くする

1 平成 17 年度実績について

○障害給付金の支給裁定被害者数… 71 人

○障害給付金の支給裁定総額…約 1 億 6,685 万円…①

(一被害者当たりの平均支給裁定額約 235 万円× 71 人で計算)

2 試算シミュレーション

【試算条件】

犯給法における障害等級第 1 級から同第 3 級の被害者に対する給付を現状より重点的に手厚くするとともに、同障害等級第 4 級から同第 14 級の被害者に対する給付を現状より手厚くする。

- (1) 平成 17 年度実績における「犯給法における障害等級第 1 級から同第 3 級」の被害者について、自賠法における保険金限度額と同額が給付されるものとする。
この場合、平成 17 年度実績における被害者について、自賠法における介護〔常時または随時〕を要する後遺障害に該当する人数が判明しないことから、便宜上、「平成 17 年度実績における障害等級第 1 級」の被害者数を「自賠法における介護（常時）を要する後遺障害第 1 級」の被害者数に、「同障害等級第 2 級」の被害者数を「自賠法における介護（随時）を要する後遺障害第 2 級」の被害者数に、「同障害等級第 3 級」の被害者数を「自賠法における後遺障害第 3 級」の被害者数とする。

なお、現行の障害給付金の最高額は 1,849.2 万円（全額支給裁定の場合）。

(計算式)

障害等級	一被害者当たりの 給付額（試算）	平成 17 年度実績 支給裁定被害者数	障害等級別の 給付合計額（試算）
第 1 級	4,000 万円	× 10 人	= 4 億円
第 2 級	3,000 万円	× 3 人	= 9,000 万円
第 3 級	2,219 万円	× 2 人	= 4,438 万円
			計) 5 億 3,438 万円…②

- (2) 平成 17 年度実績における「犯給法における障害等級第 4 級から同第 14 級」の被害者について、平成 17 年度実績における「障害給付金の一被害者当たりの平均支給裁定額約 235 万円」を倍増した約 470 万円が給付されるものとする。

(計算式) 約 470 万円× 56 人＝約 2 億 6,320 万円…③

【試算結果】

上記 1 「障害給付金の支給裁定総額（平成 17 年度実績）」に比べ、約 6 億 3,000 万円増加。

(計算式) (②+③)－①＝約 6 億 3,073 万円

第3 重傷病給付金の給付対象者について、医療費とは別に、新たに休業損害を考慮した一定の給付を行う

1 平成 17 年度実績について

○重傷病給付金の支給裁定被害者数… 114 人

○重傷病給付金の支給裁定総額…約 1,653 万円
(一被害者当たりの平均支給裁定額約 14.5 万円× 114 人で計算)

※重傷病給付金は H18.4.1 から新制度が運用(入院期間要件が 14 日以上から 3 日以上に緩和、支給対象期間が 3 ヶ月から 1 年間に延長等)。

なお、重傷病給付金の支給範囲等の拡大に伴う平成 18 年度当初予算額は約 1 億 7,000 万円。

2 試算シミュレーション

【試算条件】

自賠法における傷害による損害に対する補償として、積極損害(治療関係費、文書料、搬送費等)、休業損害および慰謝料をあわせて保険金支払限度額が 120 万円であることを参考に、

平成 17 年度実績における重傷病給付金の給付対象者について、120 万円から平成 17 年度実績における「重傷病給付金の一被害者当たりの平均支給裁定額約 14.5 万円」を差し引いた約 105 万円が休業損害として給付されるものとして試算する。

※自賠法では、休業損害は原則として 1 日につき 5,700 円(これ以上に収入減の立証がある場合は 19,000 円を限度として実額)となっている(損害保険料率機構ホームページより)。

(計算式) 約 105 万円× 114 人 = 1 億 1,970 万円

【試算結果】

上記 1「重傷病給付金の支給裁定総額(平成 17 年度実績)」に比べ、
約 1 億 2,000 万円増加。

必要な財源規模(試算シミュレーションまとめ)

第 1 遺族給付金	約 3 億 3,000 万円増加
第 2 障害給付金	約 6 億 3,000 万円増加
第 3 重傷病給付金(休業損害)	約 1 億 2,000 万円増加
計	約 10 億 8,000 万円増加

(平成 17 年度犯罪被害給付制度支給裁定金額 約 11 億 3,300 万円)

《参考》試算において次の資料を参照した。

○警察庁ホームページ掲載資料「平成 17 年度中におけるの犯罪被害給付制度の運用状況について」(別添 1)

○第 3 回経済的支援に関する検討会における警察庁配布資料から「障害等級別(障害給付金)支給裁定件数」(別添 2)

○第 2 回経済的支援に関する検討会における国土交通省配付資料から「保険金限度額の推移」(別添 3)、「重度後遺障害」(別添 4)、「自賠責保険金の支払基準」(別添 5)

○平成 18 年版犯罪被害者白書

平成 1 7 年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1 犯罪被害者等給付金の申請及び裁定・決定状況

区分 \ 年度別	15年度	16年度	17年度	前年比
申請に係る被害者数(人)	505	458	465	＋ 7
裁定に係る被害者数(人)	456	465	412	－ 53
支給裁定に係る被害者数	439	448	394	－ 54
不支給裁定に係る被害者数	17	17	18	＋ 1
仮給付決定に係る被害者数(人)	41	36	30	－ 6
裁定金額(百万円)	1,258	1,247	1,133	－114

2 裁定の状況

○裁定に係る被害者数及び裁定金額ともに減少

- ・ 被害者数 412人 前年比－ 53人)
- ・ 裁定金額 約 11 億 3,300 万円 前年比 － 1 億 1,400 万円)

○前年との比較

- ・ 支給裁定は減少 遺族給付金 被害者数 209人 前年比－ 17人)
重傷病給付金 被害者数 114人 前年比－ 26人)
障害給付金 被害者数 71人 前年比－ 11人)
- ・ 不支給裁定に係る被害者数は前年並み 18人 前年比＋ 1人)
～ 損害賠償受領 6人、被害者に帰責事由有 6人、公的給付受領 2人
障害等級非該当 2人、親族間犯罪 2人

○給付区分ごとの裁定額

	一被害者当たりの 平均支給裁定額	最 高 額	最 低 額
遺族給付金	約 4 5 4 万円	約 1, 5 0 0 万円	約 2 9. 5 万円
重傷病給付金	約 1 4. 5 万円	約 5 8. 5 万円	約 4 千円
障害給付金	約 2 3 5 万円	約 8 5 6 万円	約 2 1 万円

※ 最高・最低額は、損害賠償の受領等による調整及び減額後の一被害者当たりの裁定額である。

平成18年6月

警察庁

* 障害等級別(障害給付金)支給裁定件数

障害等級 / 年度	13	14	15	16	17
1級	12	15	16	7	10
2級	0	3	2	4	3
3級	6	6	2	1	2
4級	1	8	3	1	2
5級	0	0	3	1	3
6級	0	0	0	3	2
7級	1	2	7	5	4
8級	0	6	14	16	8
9級	0	1	4	8	5
10級	0	1	5	5	8
11級	0	0	3	4	4
12級	0	3	8	12	13
13級	0	0	1	2	2
14級	0	2	7	13	5

保険金限度額の推移

- 保険金は、自賠法施行令に定める限度額を上限として支払われる。
- これまでに、消費者物価上昇率、賃金上昇率、裁判例の動向等に鑑み、限度額は随時改正されてきた。

(単位:万円)

事項			昭和30.12.1	昭和35.9.1	昭和39.2.1	昭和41.7.1	昭和42.8.1	昭和44.11.1	昭和48.12.1	昭和50.7.1	昭和53.7.1	昭和60.4.15	平成3.4.1	平成14.4.1
保 險 金 額	死亡		30	50	100	150	300	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000
	死亡に至るまでの傷害				30	50	50	50	80	100	120	120	120	120
	傷 害	重傷	10	10	30	50	50	50	80	100	120	120	120	120
		軽傷	3	3										
	介護を要する後遺障害 (別表1)	級												
		1												4,000
		2												3,000
	後遺障害 (別表2)	級												
		1			100	150	300	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000
		2			87	131	266	444	888	1,332	1,776	2,186	2,590	2,590
		3			75	113	235	392	784	1,175	1,567	1,898	2,219	2,219
		4			64	96	206	343	687	1,030	1,373	1,537	1,889	1,889
		5			53	80	177	295	590	884	1,179	1,383	1,574	1,574
		6			43	64	150	250	500	750	1,000	1,154	1,296	1,296
		7			33	50	125	209	418	627	836	949	1,051	1,051
		8			26	39	101	168	336	504	672	750	819	819
		9			19	29	78	131	261	392	522	572	616	616
		10			13	20	60	101	201	302	403	434	461	461
		11			9	13	45	75	149	224	299	316	331	331
		12			5	7	31	52	104	157	209	217	224	224
		13					20	34	67	101	134	137	139	139
		14					11	19	37	56	75	75	75	75
仮 渡 金	死亡		12	12	30	50	50	50	80	100	160	200	290	290
	傷害		2	2	5	10	10	10	20	25	40	40	40	40
			1	1	2.5	5	5	5	10	15	20	20	20	20
			0.2	0.2	0.5	1	1	1	2	3	5	5	5	5

重度後遺障害

- 事故被害による後遺障害に対して、後遺障害等級表（別表第一、別表第二）に基づき限度額の範囲で保険金が支払われる。
- 別表第一及び別表第二第一級から第三級までが、いわゆる重度後遺障害に該当する。

別表第一（自賠法施行令第二条関係）

等級	介護を要する後遺障害	限度額	件数（平成16年度）
第一級	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円	1,008件
第二級	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円	377件

別表第二（自賠法施行令第二条関係）

等級	後遺障害	限度額	件数（平成16年度）
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 四 両上肢の用を全廃したもの 五 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円	208件
第二級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 両上肢を手関節以上で失ったもの 四 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円	136件
第三級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円	331件

自賠責保険金の支払基準

- 交通事故被害者の損害に応じて、支払基準※に基づき、保険金額を積算する。

死亡

慰謝料

遺族分

死亡者分

逸失利益

葬儀費

傷害

慰謝料

積極損害

治療関係費

- ・応急手当費
- ・診察料
- ・入院費
- ・投薬料等
- ・通院費等
- ・看護料
- ・諸雑費
- ・柔道整復等の費用
- ・義肢等の費用
- ・診断書等の費用

文書料、搬送費等

休業損害

後遺障害

慰謝料

逸失利益

※ 自賠法第16条の3に基づき、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定めるもの